

年末手当 受結す！

1979 年度

支払額 2.5ヵ月分
支払日 12月7日

☆☆☆☆☆☆

勤労千葉は、国鉄当局に対し、申第九号をもって申入れてあつた一九七九年末手当の支払いについて、十一月二十八日、一六時、以下の内容で妥結しました。

☆☆☆☆☆☆

昭和五四年年度の年末手当の支払いについて

年末手当を次により支払う。

- (1) 支払範囲
昭和五四年一二月七日現在職員
- (2) 支払額
基準内賃金（婚姻加算を除く）の二・五月分
- (3) 支払日
昭和五四年一二月七日以降準備でき次第
- (4) その他の取扱い
従来と同様

・ 準職員に対する昭和五四年年度の年末手当の支払いについて

年末手当を次により支払う。

- 1 支払範囲
昭和五四年一二月七日現在準職員
- 2 支払額
(1) 昭和五四年九月三〇日以前に雇用された者
基準内賃金（婚姻加算を除く）の二・五月分
分×0・6
(2) 昭和五四年一〇月一日以降に雇用された者
基準内賃金（婚姻加算を除く）の二・五月分
分×0・3
- 3 支払日
昭和五四年一二月七日以降準備でき次第

・ 臨時雇用員の年末一時金について

次により臨時雇用員の年末一時金を支払う。

- 1 支払範囲
昭和五四年一二月二〇日現在雇用中の臨時雇用員で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が、一箇月に二〇日以上（一八日以上で、月平均二〇日以上とする場合を含む）あり、その月数が次の各号の1に該当する者
- 2 支払額
(1) 継続三箇月以上の者 三九三〇〇円
(2) 継続六箇月以上の者又は過去一年間に継続九箇月以上の者 七八六〇〇円
(3) 継続三年以上の者 一三三七〇〇円
(4) " " 一八〇八〇〇円
(5) " " 二二〇一〇〇円
- 3 支払日
昭和五四年一二月二〇日とする